

# 市長と一部幹部職員に 綱紀肅正を求める決議を可決

昨年11月に発生した、阪口市長と一部の幹部職員に関わる事態の処理をめぐって、2月5日に市議会臨時会がひらかれました。市民から公式の真相がよく分からないとの声が多く寄せられていますので、市から報告された「職員の処分について」の文書と、全会一致で可決した「市長への決議」の全文をご紹介します。

## 市が発表した文書(全文)

吹田市職員及び  
吹田市教育委員会事務局職員  
の処分について

### 1 非処分者及び処分内容

社会教育部長(57歳)懲戒処分として3月間停職  
平成16年(2004年)1月28日から  
市民文化部長(57歳)懲戒処分として  
平成16年(2004年)4月27日まで  
6月間減給10分の1  
平成16年(2004年)1月27日から  
平成16年(2004年)7月26日まで  
総務部長(56歳)懲戒処分として戒告

### 2 処分年月日

平成16年(2004年)1月27日

### 3 事案の概要

当事案は平成15年(2003年)11月23日(日)から平成15年(2003年)11月24日(月・休)にかけて、市長及び本市幹部職員の計10名が滋賀県方面の小旅行をした折、宿泊先である旅館での夕食後の午後9時から午後9時30分過ぎまでにおいて、市民文化部長と同行者Aの間に、旅館内と旅館前の公道での大声でのやり取りが行われ、その他の同行した幹部職員がとめに入り、また、旅館の亭主にたしなめられたことにより、おさまった状況である。

以上、決議する。

## 市長及び一部幹部職員の綱紀肅正に関する要望決議

今回、市長及び一部幹部職員による私的行事において不祥事が生じ、市行政に対する市民の期待と信頼を裏切り、吹田市の品位を傷つける結果となったことは誠に遺憾である。

およそ公務員たるものは、全体の奉仕者として常に自己の置かれている立場を深く認識し、行動すべきであるにもかかわらず、不祥事が生じたことは綱紀の弛緩と言わざるを得ない。

よって、本市議会は、職員の管理・監督の最高責任者であり、しかも同行者である市長に対し、自らと市幹部職員の綱紀肅正を図り、市民の信頼を回復するため格段の努力をするよう強く要望する。

平成16年2月5日

吹田市議会

### 4 処分理由

社会教育部長については、同行者Aが飲酒したことを認知しながら、同乗したものである。また、その同行者Aが旅館の駐車場を出る時に起こした接触による物損事故の適切な対応を怠っている。

### 6 管理監督者の責任

市長、総務担当助役、教育長については、市民に深くお詫びするとともに、自らの報酬を減額することとし、議会の手続きをお願いすることとした。

### 7 再発防止に向けた今後の対応

今回の事件に関し、服務規律の確保については、再三の注意を図ってきたが、今後は市長が先頭に立って、より一層市民の信頼回復に努めてまいらる所存である。

### 5 処分が平成16年(2004年)1月27日に至った背景

当該事件は平成15年(2003年)11月23日(日)から同24日(月・休)にかけて発生したものであるが、平成16年(2004年)1月15日(木)に調査委員会を設立した。同23日(金)に調査委員会から最終報告を受け、5名からなる吹田市職員等懲戒等審査会を設置し、慎重に審議した結果平成16年(2004年)1月27日付けの処分に至った。